

健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案について（概要）

1. 改正の趣旨

- 改正法の一部の規定が令和9年3月1日に施行されることに伴い、関係政令の規定の整備を行う。

2. 改正の概要

- 改正法において、一部保険外療養に係る保険外併用療養費の支給額の規定を置いたことに伴い、次に掲げる政令における月間の高額療養費の支給要件及び支給額の規定について、規定の整備を行う。
 - ・ 健保法施行令
 - ・ 船保法施行令
 - ・ 国保法施行令
 - ・ 高確法施行令
 - ・ 国共済法施行令
 - ・ 地共済法施行令
- 防衛省職員給与法施行令について、改正法において、一部保険外療養に係る保険外併用療養費の支給額の規定を置いたことに伴い、保険外併用療養費の支給額、療養費の支給額並びに月間の高額療養費の支給要件及び支給額の規定について、規定の整備を行う。
- 次に掲げる政令について、改正法において一部保険外療養及びその関連規定を創設したことに伴い、条項ずれ等の規定の整理を行う。
 - ・ 健保法施行令
 - ・ 船保法施行令
 - ・ 国保法施行令
 - ・ 高確法施行令
 - ・ 国共済法施行令
 - ・ 地共済法施行令
 - ・ 防衛省職員給与法施行令
 - ・ 行手法施行令

3. 根拠条項

- 健保法第 115 条第 2 項
- 船保法第 83 条第 2 項
- 改正法による改正後の国保法第 53 条第 4 項並びに第 54 条の 3 第 5 項及び第 7 項
- 国保法第 46 条及び第 57 条の 2 第 2 項
- 改正法による改正後の高確法第 76 条第 7 項並びに第 82 条第 5 項及び第 7 項
- 高確法第 84 条第 2 項及び第 104 条第 2 項
- 国共済法第 60 条の 2 第 2 項
- 地共済法第 62 条の 2 第 2 項
- 防衛省職員給与法第 22 条第 1 項
- 行手法第 39 条第 4 項第 4 号

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 8 年 9 月下旬（予定）
- 施行期日：一部の規定を除き、改正法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行日（令和 9 年 3 月 1 日）